

## 第2回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和2年8月24日(月) 午前10時
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
  - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 業務報告について
  - 日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
  - 日程第 6 議案第 3号 農地のあっせんについて
  - 日程第 7 議案第 4号 令和2年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定について
  - 日程第 8 報告第 1号 第1回農政小委員会の報告について
  - 日程第 9 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 

農業委員	推進委員
1番委員 駿河 信一	齊藤 修
2番委員 太田 豊	藤村 与志夫
3番委員 新田 義修	
4番委員 佐藤 恵一郎	
5番委員 武田 美紀	
6番委員 高橋 敏彦	
7番委員 吉清水 秀明	
8番委員 大森 泰英	
9番委員 齊藤 新一	
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	田村 範夫
〃	総括主査	海老澤 愛
〃	主 査	高橋 昂希

開会時刻 令和2年8月24日（月） 午前10時

議長 委員の皆様申し上げます。暑い方は上着を取られてもかまいません。只今の出席農業委員は9名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員2名が出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。議事録署名人につきましては、3番新田義修委員と4番佐藤恵一郎委員を指名します。

書記には、事務局の海老澤総括主査と高橋主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 それでは私の方から業務報告をさせていただきます。議案書は2ページからとなります。第2回滝沢市農業委員会総会業務報告令和2年7月18日から令和2年8月24日までの分となっております。

（第37回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。

案件は2件です。議案書は6ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上につきまして補足説明いたします。

整理番号1番は、借受人が住宅を建築するため、貸付人である父親からの使用貸借による転用の申出となります。

申請地は、10ヘクタール以上の一団の農地の中に存する農地であり、現在畑として耕作されておりますが、第1種農地の不許可の例外規定に「住宅等で集落に接続して設置する」ものに該当すると判断し、許可しようとするものです。

資金計画は金融機関からの融資及び父親からの贈与によるものであり、金融機関からは事前相談結果通知において確認しており、父親からの贈与については確約書により、事業の確実性について確認しております。

整理番号2番は、岩手県が実施する都市計画道路整備事業で下鶴飼御庭田線が拡幅されることに伴い、譲受人が所有し使用していた駐車場等が、買収により面積が減少することから、現在使用している駐車場に隣接する農地を駐車場用地として転用するための申出となります。

当該案件の所有権移転の流れは、まず県が道路拡幅事業のために買収した面積分の用地を補償しなければならないため、一旦、県が農地を購入し補償の対象者である今回の転用事業計画者に所有権移転を行うものです。土地代金は補償費で相殺するということです。

なお、県が譲受人となる所有権移転については許可不要となっております。

申請地は、滝沢市役所からおおむね500m以内の区域であり、第2種農地と判断されますが、例外規定の「住宅等で集落に接続して設置する」ものに該当すると判断し、許可しようとするものです。

駐車場を整備するための工事資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明書により、事業の確実性について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、駿河信一農業委員、齊藤修推進委員、藤村与志夫推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村です。

令和2年8月18日に、駿河農業委員、齊藤推進委員及び事務局とで現地調査を実施してまいりましたので報告いたします。

議案第1号整理番号1番について、申請地の位置は、滝沢市立滝沢小学校から南西に約400メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側、南側は道路を挟んで農地、西側は農地、北側は宅地となっております。

給水は上水道、排水は合併浄化槽を使用し、農業用水に影響が少ないよう配慮した形で行われることを確認いたしました。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

続きまして、整理番号2番について申し上げます。申請地の位置は、滝沢市役所から南に約400メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側及び北側は農地、西側は道路を挟んで農地、南側は県道となっております。

駐車場は舗装せず砕石のみということですが、隣接する農業用水路や水田に砕石が入らないように、境界付近にコンクリート板を埋設することです。なお、給水、排水は使用しないということ。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響がないよう対応することと、問題はないものと見受けられました。

以上で、議案第1号整理番号1番及び2番の報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいですか。なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく案件は、利用権設定の新規が1件となっております。それでは、説明させていただきます。  
議案書は12ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明させていただきます。

整理番号1番は、4月総会におけるあっせん申出のあった農地8筆のうち7筆を借り受ける案件であり、7月29日に開催されたあっせん会議を経て、契約に至ったものです。

なお、あっせん申出のあった残り1筆についてはその農地に隣接している農地の所有者が購入を希望しており、現在調整中でございます。

以上、整理番号1番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、齊藤推進委員にお願いします。

齊藤推進委員 推進委員の齊藤です。それでは、私の方から整理番号1番について、ご報告申し上げます。

整理番号1番の農地につきまして、現地はいつでも耕作できる状態で管理されていることが確認できました。全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第2号の現地調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地のあっせんについてを議題とします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 議案第3号、農地のあっせんにつきましては、農地の売渡の案件が1件となります。議案書は15ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

議長 暫時、休憩します。

(10時24分休憩)

(10時28分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号について、あっせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号についてはあつせんすることに決定することに決定いたしました。

整理番号1番のあつせん委員につきましては、中部地区担当農業委員1名、推進委員2名の、合わせて3名の方をあつせん委員とすることとし、詳細については農地小委員会で決定した上で、後日改めてお知らせするというにいたしますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしということでございますので、整理番号1番のあつせん委員につきましては、中部地区の3名の方とし詳細は後日お知らせすることに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第4号、令和2年度岩手県農業委員会大会における提案事項に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤総括主査

議案第4号、令和2年度岩手県農業委員会大会における提案事項に対する可否の決定について説明させていただきます。議案書は17ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

議長

本案件について、関連がありますので、報告第1号の第1回農政小委員会の報告について、駿河農政小委員会委員長より報告をお願いします。

駿河農業委員

農政小委員会、委員長の駿河です。

それでは、私のほうから第1回農政小委員会の結果をご報告します。議案書は24ページをご覧ください。

8月18日に農政小委員会委員6名及び事務局により、令和2年度岩手県農業委員会大会における提案事項について、協議いたしました。

この案件は、前年度提案及び農業委員・推進委員からの新規の提案をくわえた案について協議いたしました。

協議の結果、小委員会において新たに、「女性農業者の資質向上に対する支援措置」、それから「東日本大震災以後、県外への家畜販売の緩和措置」、そして「畜舎建築の際の消防法等関係法令の緩和措置」についての3項目を追加し、語句の修正等を行った上で、総会に上程することが決定しました。

以上で報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

                          (質疑なし)

議長                   よろしいですか。なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

                          (挙手全員)

議長                   挙手全員であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長                   日程第8、報告第1号、第1回農政小委員会の報告については、議案第4号で報告済みですので省略いたします。

議長                   日程第9、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

高橋主査             報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務について報告します。案件は1件です。議案書は26ページをご覧ください。

                          (議案書朗読説明)

                          以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長                   以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。  
これをもって、第2回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和2年8月24日 午前10時48分

議 長

---

会議録署名人 3番委員

---

会議録署名人 4番委員

---

これは原本である。

令和2年8月24日

滝沢市農業委員会会長 齊藤新一